

ニ澀蛇ノ目次ニ奴蛇ノメ、今世ハ皆白紙楓傘也京坂モ前年ハ墨今ハ澀蛇ノ目ヲ用フ、又骨數三十本ヲ鬼骨傘ト云蓋轆轤ハ六拾間ノ物ヲ用ヒ、一ツ隔ニ骨ヲ差タリ、別ニ鬼骨傘、ロクロ未製之也、○中略

女傘蛇ノ目張○中略元祿以來今世ニ至リ其製粗同ジ、轆轤際萌黃煉線糸或ハ五彩、糸裝束三段也、

骨黒漆ヌリ、今世モ三都トモニ士民ノ婦女ハ、皆必ズ蛇ノ目傘也、炊婢モ用之、蓋京坂士民ノ婦女ノ婢ヲ從ヘ行者ハ、皆自ラ傘ヲ差ズ、必ズ婢ニ持サシム、故ニ柄長ク形大也、江戸ハ二三婢ヲ從ユル者モ各自差ス、日傘モ准之、京坂長柄アリ、江戸ニ無之、柄長ケ概三尺六七寸、○圖略

三都トモニ蛇目傘ハ、黒或ハ藍ノ分帖ミテ骨表ヨリ黒漆ヲヌリ、中間白ノ所ヲ漆セズ、

〔諸家與女中袖鏡〕手傘の事

一日遮傘ひよかは空色紙張り、とんぼ際に朱漆にて定紋の事、但し中白蛇の目なり

一雨傘は黒蛇の目にて油引、とんぼ際に朱うるしにて定紋の事、

〔白河樂翁公傳〕御家中尊卑等異の章を分ち給はん爲、○中略舞臺以下は、下緒を巻き馬乗を開かず、

大小の装に金を用ゆる事を許さず、蛇目傘を禁せらる等の品節を立て、○下略

〔名物六帖器財五〕涼傘ヒカラカサ 襪ヒヨシオドリノカサ 日瑯邪代 程編 曉襪 伏涼 日笠也 詩以竹爲胎、蒙以帛、如涼傘、戴此以遮 今世襪藏子、觸熱到人家、字彙襪奴代切、藏丁代

切、襪藏不、曉事、

〔足薪翁記〕日傘

日傘ふるくは日ひでりがさといへり、舞のさうしさがみ川に、大將頼朝を殿略日ひでり笠の御役は、大膳大夫のちやくし云々と見えたり、舞のさうしは、室町家の比の作なれば、日ひでりがさといふ事ふるし、

〔松屋筆記 六十七〕傘の詩并天の説

以用法爲名